

平成27年（ネ）第4778号、地位確認等請求控訴事件
控訴人 丹羽 良子 他8名 被控訴人 日本郵便株式会社

郵政 65 歳解雇裁判についての緊急要請書

東京高等裁判所第 23 民事部 裁判官水野邦夫様 新谷晋司様 伊藤正晴様

日頃の、社会正義実現のためのご活動に敬意を表します。

郵政グループ各社は、2011 年 9 月末、65 歳以上の非正規社員 1 万 2,245 人を「雇止め」しました。しかし、職場では非正規社員が半数を占め、65 歳以上の人も熟練した能力によって仕事の重要部分を担い、長期間働いてきたのが現実です。その熟練労働者の「雇止め」＝解雇により、郵便業務は混乱し、今も人手不足が続き、ユニバーサルサービスに重大な支障が出ています。

65 歳雇い止めを定めた就業規則が導入されるに際して非正規社員には全く知らされず、採用時には「年齢に関係なく体の続くかぎり働いてください。」と言われてきました。今になって 65 歳を理由に雇い止めするのはあまりにも理不尽です。非正規社員は正社員の約 3 分の 1 の低賃金と低待遇の下でも懸命に働いてきました。退職金は無く、年金も低水準で賃金も安いため貯金も乏しく、働かなくては生活していきません。

原告らは、本件雇い止めの無効を求めて東京地裁に提訴しましたが、東京地裁は原告らの訴えを棄却しました。しかし、この判決は、多くの点で事実認定を誤っているばかりでなく、65 歳を超えると個人差があり仕事で事故がおきる可能性があるがそれを個別に判断するのは煩雑で紛争のコストがかかる、という会社の主張する 65 歳雇い止めの「合理性」を鵜呑みにしました。その点で、非正規労働者を使い捨て、高齢者を不当に差別し、憲法の保障する生存権や働く権利を侵害する誤った判断と言わざるを得ません。

日本社会は、少子・高齢化が急速に進み、高齢者もその体力と能力に応じて働き、若い世代と共に社会を支えて行くことが求められています。それゆえに、政府も「70 歳まで働ける社会と企業」を基本政策としています。「65 歳雇止め」はこうした政府の基本政策にも反するものです。

裁判官におかれましては、以下の要求を踏まえ、非正規労働者の厳しい生活実態と少子・高齢化社会を直視し、高齢者差別を是正し働く権利を回復させる判断をされるようお願いいたします。

- 1 控訴人らの「雇止め」を無効とすること
- 2 被控訴人に損害賠償を命じること

氏 名	住 所

送付先：101-0021 千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502 号「郵政共同センター」内
「郵政非正規社員の 65 歳無効裁判支える会」宛
：TEL 03-3837-5391 FAX 03-3837-5392

集約：(第一次) 2016 年 3 月末日 (第二次) 5 月末日 (最終) 判決まで